

坂出市高齢者福祉計画
および
第7期介護保険事業計画

概要版



誰もが安心して
いきいきと暮らせる 地域づくり

2018（平成30）年3月

坂出市

1

計画策定の趣旨



計画策定の背景

本市においては、2015（平成 27）年 3 月に「坂出市高齢者福祉計画および第 6 期介護保険事業計画」を策定し、さまざまな高齢者福祉施策の推進に取り組んできました。

今後、高齢化がますます進むうえ、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されており、本市においても、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく必要があります。

こうした現状や将来展望を踏まえ、高齢者が安心して自分らしく暮らしていくことのできるまちづくりを進める計画として、「坂出市高齢者福祉計画および第 7 期介護保険事業計画」を策定しました。

「地域包括ケアシステム」とは？

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

計画策定の位置づけ

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

高齢者福祉計画は、高齢者に対する福祉サービス等の取り組みについて、その供給体制の確保に関する計画であり、介護保険事業計画は、必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした、福祉サービス等に関する総合的な計画

介護保険事業計画

要介護(要支援)高齢者、要介護(要支援)となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護(予防)サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

計画の期間

本計画では、2025 年を見据え、第 6 期計画（前期計画）から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくこととします。

第 7 期計画の期間は 3 か年で、2018（平成 30）年度を始期とし 2020 年度を目標年度とします。

2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第 6 期計画			第 7 期計画 (本計画)			第 8 期計画			第 9 期計画		
団塊の世代 が 65 歳に									団塊の世代 が 75 歳に		
2025 年までの中長期的な見通し											

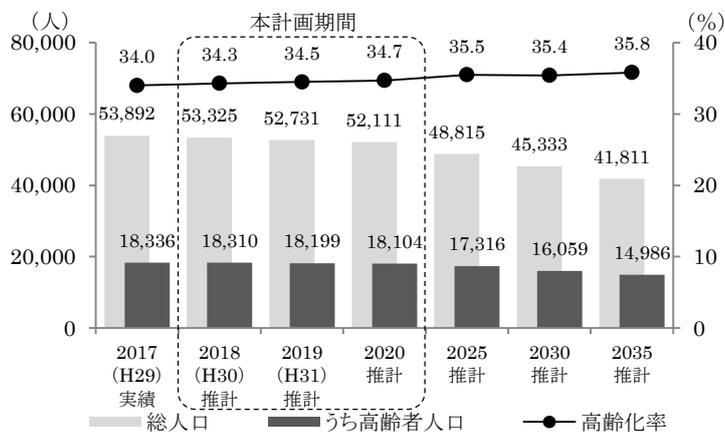
② 高齢者を取り巻く現状



人口の推計

本市の総人口は、2017（平成 29）年の 53,892 人から、2020 年には 52,111 人、2025 年には 48,815 人になると推計しています。

高齢者人口も減少傾向になると予測されており、2020 年には 18,104 人、2025 年には 17,316 人になると推計していますが、総人口の減少率の方が大きいため、高齢化率は今後も増加傾向になると考えられます。

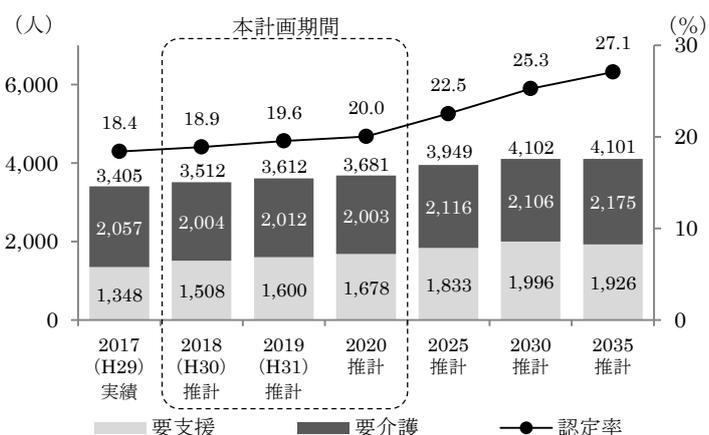


資料：H29 住民基本台帳，推計値は住民基本台帳を基に算出

要支援・要介護認定者数の推計

本市の要支援・要介護認定者数は、2017（平成 29）年の 3,405 人から、2020 年には 3,681 人、2025 年には 3,949 人になると推計しています。特に、要支援の増加が大きくなると考えられます。

また、認定率（高齢者人口に占める 65 歳以上の認定者数の割合）も増加傾向と予測しており、2020 年には 20%に達すると推計しています。

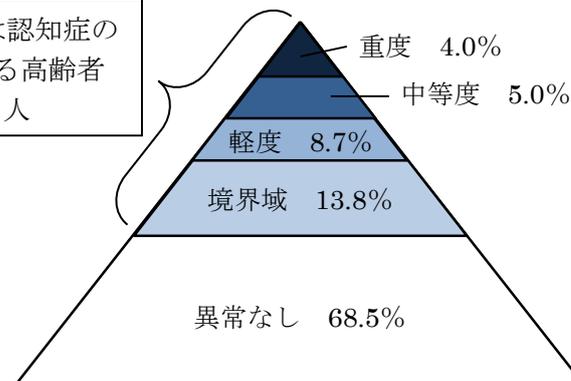


資料：H29 介護保険事業状況報告，推計値は介護保険事業状況報告を基に算出

認知症高齢者の推定

本市の認知症または認知症のおそれのある高齢者の推定結果は 5,731 人と推定され、65 歳以上の約 3 人に 1 人の割合となります。

認知症または認知症のおそれのある高齢者
5,731 人



※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を参考にし、未回答群も回答群と同じ程度のCPS（認知機能障害の程度）であろうという前提での推定値

※実際の人口値（住民基本台帳）を参考にして算出

3

計画の方針および体系



基本理念

誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり

基本方針

2035 年を見据えた仕組みづくり

基本目標

- ☆健やかに 幸せな まちづくり
- ☆楽しく 豊かな 生きがいつくり
- ☆思いやりのある 生活支援体制づくり

具体項目・推進施策

1. 自立支援・重度化防止の推進

- ・介護予防の総合的な推進
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進
- ・生涯現役の推進

2. 高齢者の生活を支える体制の充実

- ・地域住民による自主活動の充実
- ・在宅生活支援の充実
- ・高齢者虐待の防止と権利擁護
- ・住み慣れた地域で安心して生活するための環境づくり
- ・在宅医療・介護連携の推進

3. 認知症高齢者支援策の充実

- ・認知症対策の推進

4. 介護支援の推進

- ・居宅サービス
- ・施設サービス
- ・地域密着型サービス
- ・介護サービス基盤整備
- ・持続可能な介護保険制度運営

目指す姿

住民みんなが「とても幸せ（10点）」なまちへ

2017（H29）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より
 「主観的幸福感（とても幸せ：10点，とても不幸：0点）」
 一般高齢者 平均 7.16 点，要支援・要介護認定者 平均 6.12 点

高齢になっても、可能な限り
 健やかに幸せでいられるような
 まちをめざします！

坂出市公認キャラクター
 「さかいでまる」



4

今後の目標と取り組み



1 自立支援・重度化防止の推進

(1) 介護予防の総合的な推進

目標	取り組み	
介護予防・日常生活支援 総合事業の充実	新規	○住民主体の通いの場への専門職支援（医師，歯科医師，薬剤師，リハビリ専門職など）
	拡充	○実情に応じた介護予防・生活支援サービスの推進 ○一般介護予防事業の推進 ◆転倒予防に重点をおいたはつらつ教室 ◆閉じこもり予防や生きがいづくりに重点をおいたアンチエイジング教室 ◆認知症予防に重点をおいたミュージック・ヒーリングやコグニサイズ教室
自立支援・介護予防の普及	新規	○リハビリ専門職によるオリジナル介護予防体操の作成・普及 ○転倒予防月間の新設
	拡充	○住民や事業者など地域全体への自立支援，介護予防に関する普及啓発 ○介護予防サポーターの養成など地域での担い手づくり ○介護予防サポーターなどの活動の場づくり
	継続	○「さかいで介護の日」等のイベントでの周知

(2) 地域包括支援センターの機能強化

目標	取り組み	
困ったときに気軽に相談することができる体制づくり	新規	○地域包括支援センターの職員が各地区に出向き，高齢者に関するさまざまな相談に応じ，適切な支援につなげる「出前包括」の新設 ○ダブルケア（介護と育児を同時に担う）に関する支援
	拡充	○高齢化の進展に伴う相談，支援等の増加に対応するため，専門職の人員補強による地域包括支援センターの体制強化 ○地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえた事業内容・運営状況に関する情報公開
	継続	○高齢者等の介護，福祉，保健，医療等に関する相談窓口としての総合相談支援事業および専門職によるチーム支援の実施



(3) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進		
目標	取り組み	
地域ケア会議における多職種連携による取り組みの充実	拡充	○自立支援に向けた多職種連携による新規ケアプランの検討（地域ケア個別会議）
	継続	○地域ニーズを把握し政策形成につなげるための地域ケア会議の開催
包括的・継続的なケアマネジメント事業の推進	拡充	○居宅介護支援事業者連絡会において、認定者への自立支援および重度化防止に資するための研修の充実 ○居宅介護支援事業者連絡会において、医療機関等や地域の各種団体との意見交換会の開催
	継続	○困難事例の検討のためのケース会議の開催
(4) 生涯現役の推進		
目標	取り組み	
健康づくりの推進	継続	○循環器疾患や糖尿病の予防のための生活習慣病改善についての普及啓発 ○特定健康診査の受診勧奨 ○家庭訪問，健康相談，健康教育などきめ細やかな保健指導の実施 ○適切な食事，適度な運動，禁煙などの生活習慣の改善の促進
生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいづくりの推進	拡充	○ラジオ体操普及活動
	継続	○生涯学習フェスタにおける各種団体の参加者増 ○生涯スポーツの普及 ○体力測定の実施 ○高齢者の生きがいづくりのための各種講演会（老人大学等）
高齢者の多様な活動の推進	新規	○通いの場への多職種による協力支援メニュー表の提供
	拡充	○住民主体の通いの場設置のための支援
	継続	○シルバー人材センターの活動の充実および会員増に向けての広報活動

2 高齢者の生活を支える体制の充実

(1) 地域住民による自主活動の充実		
目標	取り組み	
地域住民同士の交流の推進	拡充	○老人クラブ等の活動の多様化 ○老人クラブ等への参加促進
	継続	○坂出市社会福祉協議会が推進している仲間づくり活動との連携・支援 ○小・中学生による福祉施設への訪問や運動会等における高齢者との交流活動等の開催 ○小学生等によるひとり暮らし高齢者宅への配食サービス，手紙の配達 ○民生委員・児童委員や関係機関団体との連携

目標	取り組み	
地域住民がお互いに助け合い、支え合う体制づくり (地域共生社会の実現)	新規	○「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備
	拡充	○見守り活動、ボランティア活動を実施している各団体のネットワーク化を通じた連携体制の構築、活動ノウハウの共有 ○坂出市社会福祉協議会ふれあいサービスとの連携、協力会員登録のための支援を通じた担い手の確保、潜在的担い手の発掘
	継続	○地区社協や NPO 法人による配食サービス、声かけ・見守り活動、いきいきサロン、居場所づくり等の活動への支援 ○民生委員・児童委員による援護を必要とする住民への見守りや声かけと相談支援活動の推進
(2) 在宅生活支援の充実		
目標	取り組み	
生活支援体制の基盤整備	拡充	○第1層協議体「坂出 ささえまろ ネットワーク」との連携による各地区への第2層協議体設置の推進 ○第2層協議体生活支援コーディネーターの配置 ○協議体コーディネーターとの連携による既存の活動の継続・拡充と有償ボランティア等、地域の実情に応じた住民主体の活動創出に向けた支援
介護家族への支援	継続	○介護支援サービスの充実 ◆在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 ◆介護慰労金支給事業
在宅介護の支援	継続	○介護支援サービスの充実 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 ◆老人入浴サービス給付 ○きんとキット(救急医療情報キット)、携帯カード、119番登録制度の普及啓発および消防本部との連携
ひとり暮らし高齢者への生活支援	拡充	○見守り協定事業の実施(郵便局、JA、新聞販売店等)
	継続	○介護支援サービスの充実 ◆老人福祉電話貸与事業 ◆要援護老人給食サービス事業 ○高齢者見守り支援事業(坂出ほっとふれんず)による訪問活動を通じたニーズ把握および必要なサービスにつながるための支援 ○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問



(3) 高齢者の虐待防止と権利擁護		
目標	取り組み	
高齢者の虐待防止	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待防止マニュアルの活用 ○警察，病院，サービス事業所等関係機関との連携 ○老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用
高齢者の権利擁護	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業を通じた成年後見制度の利用促進 ○権利擁護人材育成事業を通じた市民後見人等の担い手の確保 ○坂出市権利擁護委員会での対応事例についての検討 ○坂出市成年後見センターとの連携 ○坂出市社会福祉協議会日常生活自立支援事業との連携
(4) 住み慣れた地域で安心して生活するための環境づくり		
目標	取り組み	
高齢者に適切な住まい環境の整備	拡充	○軽費老人ホーム（20室）の整備
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅，養護老人ホームの状況把握と情報提供 ○坂出市民間住宅耐震対策支援事業の推進
高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な歩道幅員や段差解消，勾配の軽減等バリアフリーを考慮した街路整備 ○高齢者や子どもの利用に配慮した公園などの整備 ○デマンド型乗合タクシー，循環バスの利用促進
交通安全の推進および高齢者の事故防止対策の強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者運転免許証自主返納支援事業 ○高齢者の参加による交通安全キャンペーンの実施 ○老人大学，自治会での高齢者交通安全教室の開催
災害および救急救命時を想定した支援体制の整備	拡充	○福祉避難所（二次避難所）の整備
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の耐震化工事 ○自主防災組織の結成および活動の促進 ○避難行動要支援者避難支援計画の普及活動 ○災害時の避難体制（避難行動要支援者避難支援計画〔個別計画〕）の整備 ○119番登録制度の普及促進 ○老人大学での救急実技指導および防火講演 ○住宅用火災報知機の普及活動



(5) 在宅医療・介護連携の推進		
目標	取り組み	
在宅医療の普及啓発の推進	新規	○市民を対象に終末期や看取りに関する講演会の開催
	拡充	○在宅医療サービス、介護サービスについて普及啓発 ○坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターの周知
多職種連携の推進	拡充	○多職種に向けて在宅医療サービス、介護サービスの周知 ○多職種研修会やグループワークの開催
切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり	新規	○住民の在宅医療や介護に関する意識・ニーズ調査
	拡充	○情報共有を目的として使用される情報共有シートや地域連携のためのクリティカルパスなどの作成、整備 ○在宅医療と介護の切れ目のないサービス提供体制の推進 ○坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターの相談支援を通じた課題の検討

3 認知症高齢者支援策の充実

(1) 認知症対策の推進		
目標	取り組み	
すべてのかたが認知症を正しく理解し、支援できる地域づくり	新規	○認知症サポーターの活動への支援
	拡充	○認知症サポーター養成講座（小売業、金融機関、公共交通機関に積極的に開催） ○認知症サポーター養成講座の終了者へのフォローアップ研修の開催 ○認知症ケアパスの普及
認知症予防につながる取り組みの充実	拡充	○認知症の防御因子とされる「運動、食事、余暇活動、社会的参加、認知訓練、活発な精神活動等」の周知や他事業との連携 ○生活習慣病予防の担当部署との連携
家族介護者への支援の充実	新規	○身近な場所を利用し、工作や手芸などワークショップの開催
	拡充	○認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の普及 ○坂出市まいまいこ（徘徊）高齢者おかえり支援事業 ○認知症の身近な地域の相談窓口の周知、拡充
早期診断・早期対応の体制強化	新規	○歯科医療機関や薬局などと連携し、早期発見の体制づくり
	拡充	○「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知 ○認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員との連携 ○かかりつけ医、専門医療機関、認知症疾患医療センターとの連携

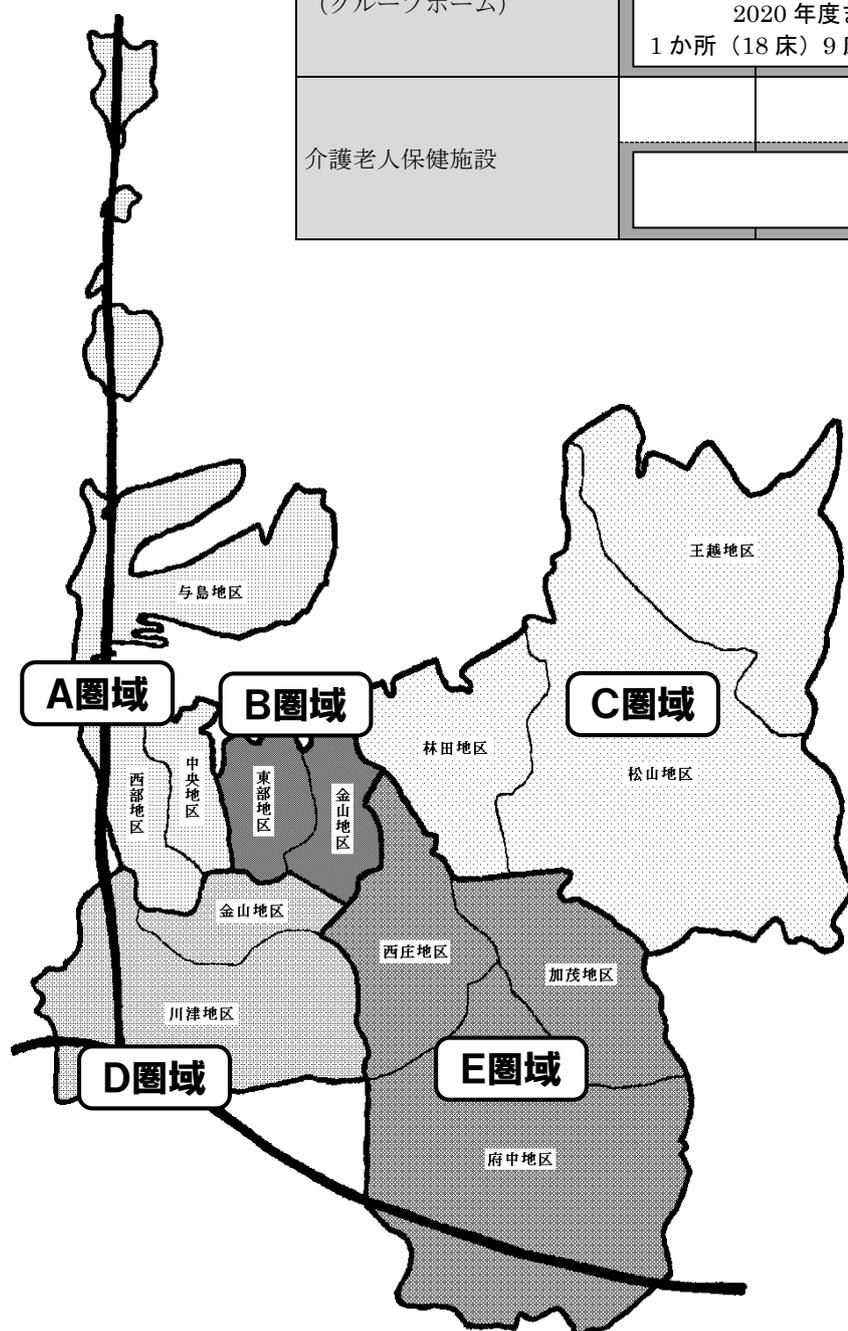
4 介護支援の推進

(1) 介護サービス基盤整備

目標	事業名	現状	目標（2020年度）
認知症や介護が必要になっても住み慣れた地域で生活を継続できる体制の構築を図る	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	107床	125床 （18床整備）
	介護老人保健施設の整備	340床	360床 （20床整備）

【日常生活圏域別サービス基盤整備状況】

	A圏域	B圏域	C圏域	D圏域	E圏域
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1か所 (18床)	1か所 (18床)	1か所 (18床)	2か所 (27床)	2か所 (26床)
	2020年度までに 1か所（18床）9床×2ユニット				
介護老人保健施設			1か所 (80床)	2か所 (160床)	1か所 (100床)
	2020年度までに 1か所（20床）				



基盤整備は、圏域や需要のバランスを考慮しながら計画的に進めます。



【坂出市の日常生活圏域】

圏域	地区	町名				
A圏域	与島・西部・中央地区	川崎町 築港町 本町 青葉町 岩黒 西大浜南	坂出町 常磐町 元町 駒止町 櫃石	御供所町 八幡町 新浜町 瀬居町 番の洲町	宮下町 白金町 富士見町 沙弥島 沖の浜	中央町 寿町 文京町 与島町 西大浜北
B圏域	東部・金山（江尻町）地区	京町 昭和町	室町 入船町	旭町 谷町	横津町 江尻町	久米町
C圏域	林田・松山・王越地区	林田町 王越町	神谷町	高屋町	青海町	大屋富町
D圏域	金山（江尻町を除く）・川津地区	池園町 福江町	大池町 川津町	花町	小山町	笠指町
E圏域	西庄・加茂・府中地区	西庄町	加茂町	府中町		

（２）持続可能な介護保険制度の運営

目標	取り組み	
介護保険に関する情報提供・啓発	拡充	○老人大学等での介護保険制度の説明，出前講座の開催
	継続	○広報紙，ホームページ等を通じた高齢者に配慮した情報の提供 ○制度改正に対応したパンフレットの作成，医療機関への配付
効果的・効率的な介護給付の推進	拡充	○介護給付適正化計画に沿って計画的に実施し，検証・評価・見直しを行う ◆要介護認定の適正化 ◆ケアプランの点検 ◆住宅改修・福祉用具の点検 ◆医療情報との突合・縦覧点検 ◆介護給付費通知の送付 ○介護相談員派遣事業の実施 ○第三者行為求償の取り組み拡大
	継続	○介護相談員，認定調査員の各種研修等への参加 ○離島等サービス確保対策事業の推進 ○実地指導等を通じたサービス事業所への指導 ○居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議を通じた介護支援専門員への助言
介護人材の確保および資質の向上	継続	○県の実施する人材育成研修等の教育機会活用の支援

5 介護保険料について



本市の65歳以上の方の第7期介護保険料は、下記のとおりです。

- ◆要支援・要介護認定者数の増加等により、介護保険給付費が増加しています。
- ◆今後予定されている介護報酬の改定や、消費税率の引き上げ等の影響で、介護保険給付費が増加する見込みです。
- ◆本市では、介護保険給付準備基金の取り崩しをすることで、保険料増額の抑制を行います。



【2018（平成30）年度から2020年度までの所得段階別介護保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.50	33,500円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.675	45,200円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が120万円を超える人	0.75	50,300円
第4段階	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.875	58,700円
第5段階	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超える人	1.00 基準額	67,100円
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	80,500円
第7段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25	83,800円
第8段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	1.50	100,600円
第9段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上の人	1.75	117,400円

※2015（平成27）年度から低所得者の保険料軽減を第1段階の人を対象に実施しており、現行の取り組みが継続されます。軽減強化の完全実施（第1段階～第3段階）の時期については、消費税率10%への引き上げ時期を踏まえて検討されることとなっています。

坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画 【概要版】



発行年月：2018（平成30）年3月
 発行：坂出市福祉事務所 かいご課
 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号
 TEL：0877-44-5090 FAX：0877-44-5028

